



第54号 (平成31年1月7日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 菅野 恵文

▶ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

かけはし

はじめに

【目次】

- はじめに
- 理事長の挨拶
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記



あけましておめでとうございます。
今年「かけはし」発刊から10年目を迎えます。
今後も皆様方からのご意見を賜り、より良い情報誌となるよう努力してまいります。

さて、本号では、継続免除の納付猶予承認者に対する意思確認書の送付や平成30年分公的年金等の源泉徴収票の送付について掲載しています。

また、障害年金講座では、初診日の確認（第三者証明）について掲載していますので、併せてご確認ください。

本年も「かけはし」をよろしくお願い申し上げます。

ご挨拶

日本年金機構理事長 水島 藤一郎

あけましておめでとうございます。

市区町村職員の皆様方におかれましては、健やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、皆様方には日頃より国民年金事業の円滑な推進にあたり格段のご配慮とご尽力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

はじめに、当機構の基幹業務である国民年金事業につきましては、地域住民の皆様との相談窓口である市区町村からの納付勧奨等、きめ細やかな対応により安定的な運営がなされてきたところです。

その結果、平成30年10月末における国民年金保険料の納付率は、平成27年10月分73.0%（対前年同期増減幅+1.1%）、平成28年10月分73.5%（対前年同期増減幅+4.6%）、平成29年10月分70.3%となり、順調に推移しております。

これもひとえに、市区町村職員の皆様方のご協力の賜物であります。重ねて御礼申し上げます。

さて、当機構は平成22年1月に発足後、本年1月で10年目を迎えることとなりました。

振り返りますと、これまでの10年、様々な問題に対応してまいりました。具体的に申し上げますれば、発足当時は旧社会保険庁時代からの懸案であった年金記録問題への対応に取り組み、その後平成27年には不正アクセスによる情報流出事案が発生し、業務改善計画を策定した上で諸問題の抜本的改革に取り組んでまいりました。

改革の進展により、国民年金保険料の収納対策等基幹事業も着実に実績をあげるなど、現場を中心に変化の兆しが見え始めていたところでありましたが、昨年には扶養親族等申告書の外部委託に係る問題が発生しました。現在、本部における業務の抜本的改革に取り組んでいるところであります。

当機構は公的年金制度の運営を担う唯一の執行機関であり、お客様のために存在する組織であります。

高齢化が進む中、生活を支える公的年金制度に対する地域住民の皆様からの関心は益々高まっております。

複雑な年金制度を実務とし、正確に運用することをミッションとして、お客様の年金権を確実に守り信頼される組織となるべく、今後とも努力を続けてまいります。

また、本年10月より年金生活者支援給付金の支給が始まります。

この給付金は、年金を含めても一定の所得以下の年金受給者に対し、福祉的な給付措置として年金に上乘せして支給するものであり、当機構においては、市区町村から所得情報等を提供いただいた上で、あらかじめ支給対象と考えられる方に対して、制度の概要を記したリーフレットとともに、簡易な請求書を送付することを予定しているところです。

これにより、請求書を受け取られた方は、必要最小限の事項を記入し、返信していただくことで、給付金の申請が可能となります。

市区町村において、新規の年金裁定請求書を受け付ける場合には、給付金の請求書についても併せて受付していただくこととなります。

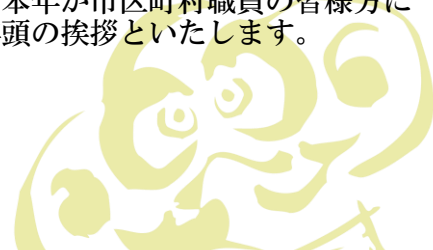
また、お客様からのご照会の際には、市区町村職員の皆様方におかれましても、お客様からのご相談等への対応に改めてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

当機構においても、お客様向けの給付金に係る専用ダイヤルを設け丁寧に対応させていただき、市区町村職員の皆様に対しても給付金の施行に伴う事務処理の変更等について、可能な限り早期に情報提供を行うよう努めてまいります。

改めて申し上げるまでもありませんが、国民年金制度を含む公的年金制度の円滑な運営や、年金権確保をはじめとする地域住民向けのサービス向上のためには、市区町村職員の皆様方と当機構が協力・連携を図りつつ、事業にあたる必要不可欠であります。

早期の情報提供や実務的な研修会を実施するなど、本年はこれまで以上に、市区町村職員の皆様方と協力連携を深めつつ、地域住民向けのサービス向上に繋げてまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、国民の皆様への年金権確保に向けて、国民年金制度の普及・啓発活動に、市区町村職員の皆様方のご支援とご協力をお願いするとともに、本年が市区町村職員の皆様方にとって実りある一年となりますよう祈念いたしまして、年頭の挨拶といたします。



障害年金講座

第7回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、**初診日の確認（第三者証明）**です！

(1) 初診日の確認について

障害年金の請求については、受給要件を満たしていることを確認するために初診日を明らかにする書類（受診状況等証明書などの医療機関の証明）の添付が必要です。

しかし、終診（転医）から5年を経過していると、当時の診療録が廃棄されていること等により、初診時の医療機関における診療録に基づく初診日の証明が得られないことがあります。

この場合、2番目に受診した医療機関の受診状況の証明書、及び初診日を合理的に推定できる具体的な参考資料により、本人が申し立てた日を初診日と認めることが可能な場合があります。

(2) 具体的な参考資料の例

初診日を確認するうえで、次のものを参考資料として取り扱うこととしていますので、写しを「受診状況等証明書が添付できない申立書」に添付してください。

- ① 身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ② 身体障害者手帳等の申請時の診断書
- ③ 生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書
- ④ 交通事故証明書
- ⑤ 労災の事故証明書
- ⑥ 事業所等の健康診断の記録
- ⑦ インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー
- ⑧ 健康保険の給付記録（健康保険組合や健康保険協会等）
- ⑨ 次の受診医療機関への紹介状
- ⑩ 電子カルテ等の記録（氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの）
- ⑪ お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券（可能な限り診察日や診療科が分かるもの）
- ⑫ 第三者証明
- ⑬ その他（例えば、交通事故による請求で事故証明が取得できない場合、事故のことが掲載されている新聞記事を添付するなど。）

(3) 第三者証明について

前述(2)具体的な参考資料の例の⑫第三者証明について、作成にあたっての留意事項と記載例を掲載しましたので参考にしてください。

なお、日本年金機構ホームページにあります『「初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)」を記入される方へ』をあわせて参照してください。

<初診日を確認するための留意事項>

- 原則、複数の第三者証明書により確認します。(三親等以内の親族※1は除く)
- 第三者証明には申立者が請求者の受診状況を
 - ・直接見て認識していた場合
 - ・請求者やその家族から聞いて知った場合(伝聞)があります。なお、伝聞の場合は、原則請求時からおおむね5年以上前に聞いていたことが必要になります。
- 第三者が初診日頃の受診状況を直接把握できる立場の医療従事者※2であった場合は、当該第三者の証明のみで初診日を認めることができます。

<20歳以降に初診日がある場合>

- 20歳以降に初診日がある場合の第三者証明については、それ単独では初診日を認めることができないため、診察券や入院記録などの、初診日について客観性が認められる他の参考資料が第三者証明とあわせて提出された場合に、請求者申立ての初診日を認めることができます。

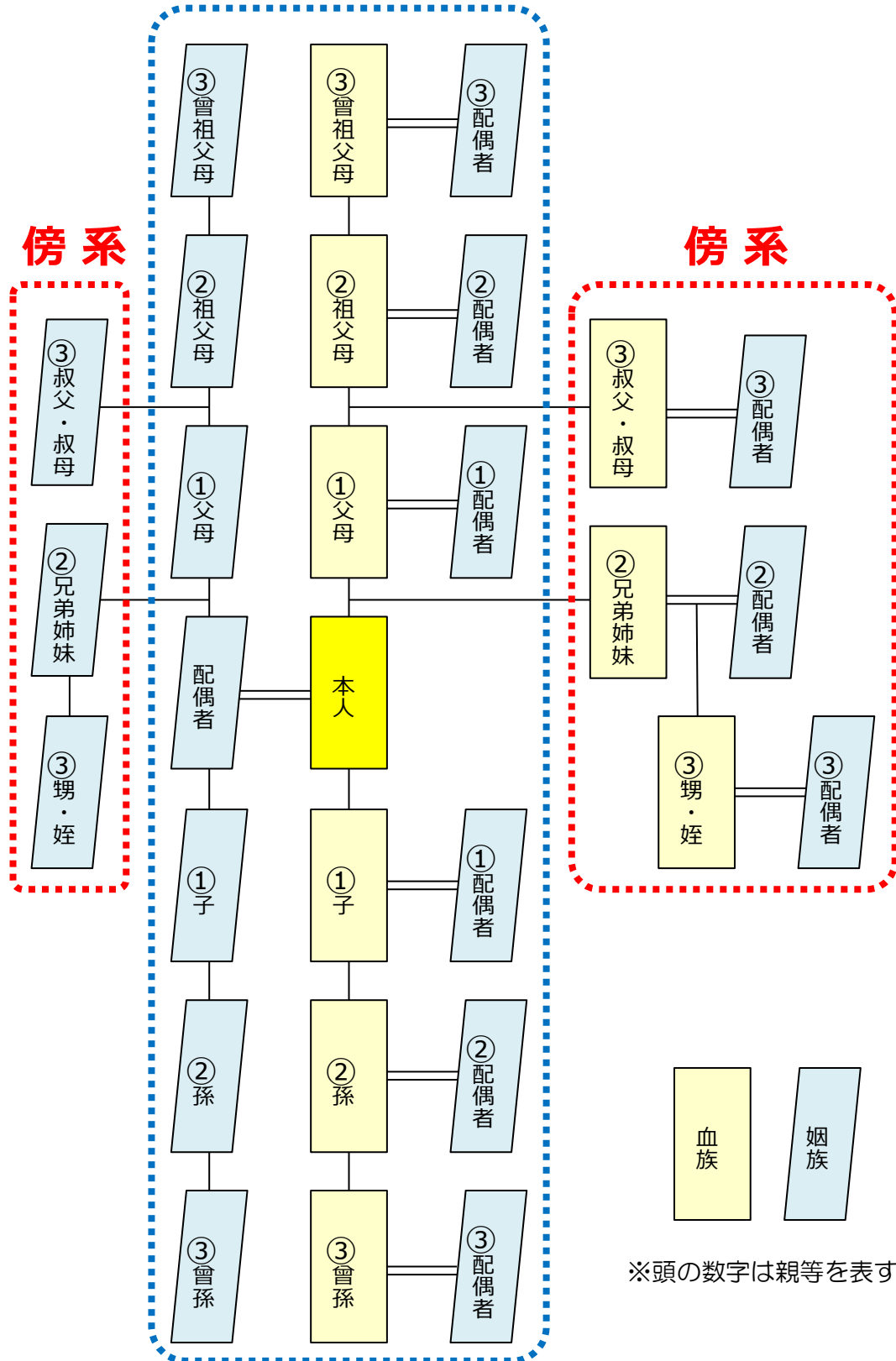
<20歳前に初診日がある場合>

- 請求者が少なくとも20歳より前に、医療機関で請求傷病による診療を受けていたことが明らかであると確認できればよいことから、初診日を証明する書類が第三者証明のみであっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができます。

※1 三親等以内の親族については、本誌5頁の図中①～③を指します。

※2 医療従事者とは、医療機関の担当医師、看護師、薬剤師、理学療法士、精神保健福祉士など医療機関において医学的な業務に従事する職員を指し、事務関係職員は除きます。医師以外が記載する場合は初診日頃の診療に携わっていたことが詳細に記載されている必要があります。

直系



第三者証明の記載例

20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金（その1）

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 年金太郎 の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。

なお、聞いた時期は（昭和・平成 年 月 日）（頃）です。

申し立て時において、本人の民法上の三親等以内の親族は除く。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係：〇〇高校担任 現在の関係：元担任

〇傷病名：左膝関節硬直 〇初診日：昭和・平成 52 年 頃 月 日（頃）

〇医療機関名・診療科：〇〇病院 〇所在地：△△市

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。
申立者が見たり聞いたりした当時知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

昭和52年4月頃より、〇〇高等学校で年金太郎さんの学級担任をしておりました。当時、〇〇病院への通院による遅刻・早退がありました。また、体育の授業では診断書（病名：左膝関節硬直）を提出して見学していました。

- ・ 障害年金を請求する病気やケガにより請求者が医療機関を受診していることを、初診日のころに直接見て（聞いて）知った内容を記載。
- ・ 20歳前の場合は、初診日のころに限らず、20歳前に医療機関を受診していることがわかる内容を記載。
- ・ 最近知った情報は記入せず、当時に知った内容のみを記載。

【申立日】平成 30 年 12 月 23 日

<申立者>
住所：〒 999-9999 △△市××1-1

連絡先：00（0000）1234 氏名：◆◆◆◆ 印：◆

※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

201510

第三者証明の記載例

20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金（その2）

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 年金 太郎 の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。

なお、聞いた時期は（昭和・平成 年 月 日）（頃）です。

申し立て時において、本人の民法上の三親等以内の親族は除く。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係：同級生 現在の関係：友人

○傷病名：左膝関節硬直 ○初診日：昭和・平成 52 年 夏頃日（頃）

○医療機関名・診療科：〇〇病院 ○所在地：△△市

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。
申立者が見たり聞いたりしたときに知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

昭和52年、〇〇高等学校で1年生の時、夏休みに〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。膝に負担がかからないよう、包帯を巻いて固定されていました。

また、バス通学の乗り降りは不自由そうでした。その後も体育の授業はいつも見学していました。

【申立日】平成 30 年 12 月 20 日

<申立者>

住所：〒000-0000 △△市××2-2-2

連絡先：99 (1111) 9999 氏名：□□ □□ 印：日

※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

201510

第三者証明の記載例

20歳以降に初診日がある場合の障害基礎年金（その1）

- ・ 原則、複数の第三者証明が必要。
- ・ 第三者証明の他、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く確認し添付すること。

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 国年 花子 の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。
なお、聞いた時期は（昭和・平成）20年 夏頃

障害年金を請求する病気やケガにより初めて医療機関を受診したころの様子を聞いて知った場合は「2」に○を付ける。その場合は聞いた時期も記載。

申し立て時において、本人の民法上の三親等以内の親族は除く。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係：近隣住民 現在の関係：近隣住民

○傷病名：双極性障害 ○初診日：昭和・平成20年 夏頃（頃）

○医療機関名・診療科：精神科の病院 ○所在地：〇〇市


申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。
申立者が見たり聞いたりした当時に知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

国年花子さんは、自分の子どもと同級生であったため、小さい頃から見知っている。大学卒業後の平成20年に就職したと聞いたが、その年の夏頃に顔を合わせた際、憔悴した様子であった。花子さんの母親に聞いたところ、仕事や人間関係で悩んでおり、医師の指示で休むようになったとのことであった。

- ・ 障害年金を請求する病気やケガにより請求者が医療機関を受診していることを、初診日ごろに直接見て（聞いて）知った内容を記載。
- ・ 最近知った情報は記入せず、当時に知った内容のみを記載。

【申立日】平成 30年 12月 23日

<申立者>
住 所：〒 333-3333 〇〇市△△5-5-5
連絡先：999（000）9999 氏名：▼▼▼▼ 印 

- ※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。
- ※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。
- ※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

201510

第三者証明の記載例

20歳以降に初診日がある場合の障害基礎年金（その2）

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 国年 花子 の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。

2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。

なお、聞いた時期は（昭和・平成 20 年 夏頃 日）（頃）です。

申し立て時において、本人の民法上の三親等以内の親族は除く。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係：いとこ 現在の関係：いとこ

○傷病名：双極性障害 ○初診日：昭和・平成 20 年 8 月 日（頃）

○医療機関名・診療科：〇〇メンタルクリニック ○所在地：〇〇市

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。
申立者が見たり聞いたりした当時知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

私は、花子さんより2歳年下で、年も近く母親同士も仲が良かったため親しくしていました。花さんは大学卒業後、希望の会社に入社できたので、とても喜んでいましたが、入社後は忙しかったからか連絡してもなかなか返事がありませんでした。

その年の夏頃に母から、花さんがうつ病で精神病院に通院していると花子さんのお母さんから相談があったことを聞きましたが、秋頃に花子さんに会う機会があり、8月から通院しているが体調も戻らないため、会社は退職したことを聞きました。

【申立日】平成 30 年 12 月 20 日

<申立者>

住所：〒 555-5555 ××市 9-9-9

連絡先：090 (1234) 0000 氏名：〇〇 〇〇 印 〇〇

※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

201510

機構からの連絡

平成30年度及び平成31年度における各種取組事業のスケジュールについて (事業推進統括部 市区町村連携グループ)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成30年度及び平成31年度（平成30年12月から平成31年6月）に、日本年金機構において実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(●…毎年定例の実施分 ●…今回限りの単発実施分 ●…新規の実施分)

平成30年12月

- 年末収納対策用納付書の送付

平成31年1月

- 継続免除の納付猶予承認者へ、平成31年度以降の全額免除審査の希望を確認するための意思確認書を発送
→ 詳細は、本誌12頁～13頁をご確認ください。
- 平成30年分公的年金等の源泉徴収票の送付（年次分）
→ 詳細は、本誌14頁～15頁をご確認ください。
- 口座振替納付・クレジットカード納付の利用促進の勧奨の実施
→ 詳細は、本誌17頁～19頁をご確認ください。
- 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付
(平成30年度未提出者)
- 全額免除に該当する者へ国民年金保険料免除ターンアラウンド申請用紙の送付
(平成30年度未提出者)

平成31年2月

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、「かけはし」第53号の24頁～27頁及び本誌20頁をご確認ください。
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付
- 源泉徴収税額に変更があった者へ、年金振込通知書を発送

平成31年3月

- 国民年金の特定付加保険料制度終了（3月末）
→ 詳細は、「かけはし」第52号の18頁～25頁及び本誌21頁をご確認ください。
- 年度末収納対策用納付書の送付

平成31年4月

- 国民年金保険料納付書の送付（4月定時分）
- 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付
- 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度の開始
→ 詳細は、「かけはし」第53号の36頁をご確認ください。

平成31年6月

- 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付

制度について

国民年金保険料の継続免除制度

全額免除又は納付猶予を希望する場合は、毎年度、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を提出いただく必要がありますが、あらかじめ翌年度以降も全額免除又は納付猶予を希望する旨の意思表示をしていただくことで、毎年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書の提出が不要になる制度です。

平成30年6月以前の取扱い

納付猶予が承認された方については、翌年度の審査は納付猶予のみを対象としており、全額免除については審査の対象とはなりませんでした。

そのため、全額免除の審査を希望される場合には、あらかじめ国民年金保険料免除・納付猶予申請書を提出していただく必要がありました。

平成30年7月以降の取扱い（制度改正）

平成30年7月1日より、あらかじめ全額免除を優先して審査する旨の意思表示をしていただくことで、納付猶予が承認された方についても、翌年度、全額免除の審査の対象とすることが可能となりました。

意思確認書について

意思確認書の送付

平成31年1月下旬に、「2019年7月に納付猶予から全額免除への切り替えを希望するか」についての意思確認書を送付します。

対象者

下記の要件全てに該当する方が対象になります。

- ①制度施行時に、納付猶予が承認されている方
- ②平成30年度の継続免除の審査を行ない、平成30年11月12日までに納付猶予が承認されている方
- ③2019年7月に、納付猶予の継続審査を行なう予定の方

提出期限および提出先

提出期限は、**平成31年2月20日（水）まで**となります。

提出先は、日本年金機構「意思確認書」係（本部）となります。

お問い合わせ

意思確認書について、被保険者等の方からご照会があった場合は、年金事務所をご案内いただきますようお願いいたします。

様式について

平成30年11月12日以前に納付猶予の承認を受けた方

ハガキ版の意思確認書を送付します。様式の見本は本頁下部のとおりです。
以下の項目について、記入の上、提出いただきます。

- ・「はい又はいいえ」
- ・「回答年月日」
- ・「氏名」

(「基礎年金番号」及び「生年月日」は、あらかじめ印字されています。)
ご提出の際は、同封の目隠しシールを記入面に貼付していただくよう案内します。



ハガキ版見本

9 9 9 - 9 9 9 9

X X X X X X X X X X X X X X

X X X X X X X X X X X X X X

X X X X X X X X X X X X X X

X X X X X X X X X X X X X X 様

日本年金機構理事長 宛

国民年金保険料
継続免除に係る意思確認書(回答)

2019年7月以降において全額免除の審査基準に
該当する場合に全額免除の審査を希望しますか。

はい ・ いいえ

※「いいえ」を○をした場合には、
2019年7月以降も納付猶予の
審査のみを行います。

回答年月日 平成 年 月 日

氏 名 _____ (印)

※被保険者本人が自署した場合は押印は不要です。

基礎年金番号 9999 - 999999

生年月日 元号 99年 99月 99日

この意思確認書は、平成30年11月12日
現在の情報で作成しております。

QRコード

平成30年分公的年金等の源泉徴収票を送付します

(年金給付部)

平成30年分公的年金等の源泉徴収票を平成31年1月11日(金)～18日(金)にかけて順次発送することとしています(郵便事情により、お手元に届くまで10日程度かかる場合があります)。

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員に、平成30年2月支払分～12月支払分まで(平成31年1月に支払いがあった方は、1月支払分まで)の金額を記載した源泉徴収票をお送りします(障害年金や遺族年金は、非課税所得であるため、源泉徴収票は送付していません)。

平成30年分の源泉徴収票の再交付は、平成31年1月上旬から申請の受付を行う予定です。



源泉控除対象配偶者の記載の変更(※1)

源泉徴収票(ハガキ)のうら面のレイアウトイメージは、本誌15頁のとおりです。税制改正に伴い、平成29年分とは記載内容が変更されています。

平成30年分の公的年金の扶養親族等申告書において、**受給者本人の所得が900万円を超えるとして申告されている方は**、配偶者にかかる控除を受けることができません。

そのため、配偶者を扶養対象として申告されていた場合でも、源泉徴収票上の「源泉控除対象配偶者の有無等」欄および「源泉控除対象配偶者」欄に**配偶者の記載はされません。**(※2)

上記の場合でも、配偶者が障害者に該当する場合は、障害者控除のみ適用されるため、「障害者の数」には配偶者も含めた数が記載されます。

(※1) 源泉徴収票上に記載される項目名が「控除対象配偶者」から「源泉控除対象配偶者」に変更されています。(源泉控除対象配偶者:受給者本人の所得が900万円以下かつ配偶者の所得が85万円以下の配偶者)

(※2) 平成30年分から配偶者控除を受ける条件に「受給者本人の所得900万円以下」が加わりました。

そのため、平成29年と扶養状況に変更がなくとも、源泉徴収票上の記載内容は変更されている場合があります。

ご不明な点がある場合

源泉徴収票の記載内容の説明・よくあるご質問(Q&A)等については、平成31年1月に日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)に掲載しますので、ご利用ください。

ご不明な点がある場合は、ねんきんダイヤル(0570-05-1165)または年金事務所をご案内ください。

源泉徴収票（ハガキ）のうら面のレイアウトイメージ

平成30年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は 居所 (フリガナ)			生年月日	年金の種別
	氏名				
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額	
所得税法第203条の3第1号適用分		円		円	
所得税法第203条の3第2号適用分		円		円	
所得税法第203条の3第3号適用分		*****0		*****0	
所得税法第203条の3第4号適用分		円		円	
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数	
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦	一般	老人
				人	人
				16歳未満の扶養親族の数	障害者の数
				人	特別 人(人)
					その他 人
					非居住者である親族の数 人
				社会保険料の額 円	
源泉控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	区 分	(摘要)		
控除対象扶養親族	(フリガナ) 氏名	区 分	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; display: inline-block;"> 変更箇所 </div>		
	(フリガナ) 氏名	区 分			
	(フリガナ) 氏名	区 分			
	(フリガナ) 氏名	区 分			
	(フリガナ) 氏名	区 分			
	(フリガナ) 氏名	区 分			

支払者 法人番号 6000012070001
 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長



源泉徴収票の見方

- 「支払金額」欄は、上記の年分としてお支払いした金額で、源泉徴収税額（所得税および復興特別所得税）と社会保険料を差し引く前のものです。
 「支払金額」欄の金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。
- 「源泉徴収税額」欄は、年金から源泉徴収された所得税および復興特別所得税の総額であり、個人住民税は含んでいません。
- 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。

所得税法第203条の3第1号適用分	老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第2号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第3号適用分	退職年金（退職等年金給付）、経過的職域加算額（退職共済年金）を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第4号適用分	扶養親族等申告書を提出されていない方（提出の必要のない方を含む。上記第1号、第2号、第3号に該当しない方）

- 「障害者の数」の「特別」欄のカッコ内には、同居特別障害者の方の人数を表示しています。
- 「社会保険料の額」欄の金額は、上記の年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料額、国民健康保険料（税）額および後期高齢者医療保険料額の合計額を記載しています。

【個人住民税について】
 公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされていないため、記載していません。
 個人住民税額については、お住まいの市（区）役所または町村役場にお問い合わせください。

【復興特別所得税について】
 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。
 （支払金額から社会保険料および各種控除を引いた額に対して5.105%を乗じて計算した額が、所得税および復興特別所得税として源泉徴収されます。ただし、扶養親族等申告書の提出がない場合は、10.21%となります）

この源泉徴収票は、確定申告をする際に必要です。大切に保管してください。

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

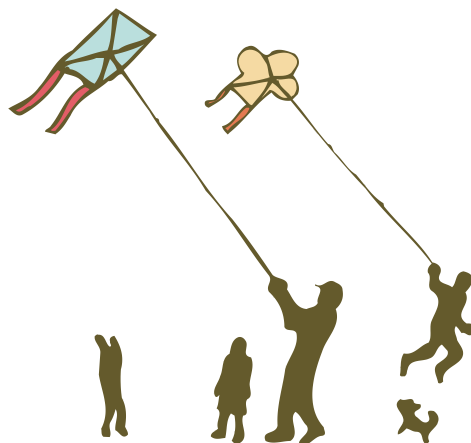
市区町村から日本年金機構へ提出される国民年金適用関係届書報告書については、「国民年金法に基づく適用関係届書の電子媒体化の実施に伴う市区町村への協力依頼について」（平成24年5月21日付年管管発0521第4号厚生労働省年金局事業管理課長通知）に基づき電子媒体化を推進しているところです。

今般、平成31年4月から国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除に関する規定が施行されることに伴い、産前産後保険料免除の届書報告書についても電子媒体化の対象とし、また、この報告書については、紙の様式についても統一化を図ることとしています。

電子媒体化を実施している市区町村におかれましては、対象届書追加のご検討、ご協力をお願いいたします。また、電子媒体化を実施していない市区町村におかれましても、国民年金事務全体の効率化および誤処理を防止する観点から、電子媒体化・様式統一化のご検討、ご協力をお願いいたします。

なお、電子媒体化を実施していただいた場合は、日本年金機構から市区町村へ提供する「国民年金処理結果一覧表」を電子媒体での提供へ変更することもできます。

今後とも、電子媒体化および様式の統一化にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います

(事業推進統括部)

現金で国民年金保険料を納付している方へ、口座振替及びクレジットカード納付の利便性や前納制度による割引等を周知し、利用促進するための勧奨を行います。

対象者

以下の対象者に発送します。発送予定件数は、約190万件です。

- ・平成28年11月から平成30年10月の期間に未納がない現金納付者
- ・平成30年8月から平成30年10月の期間にのみ未納がある現金納付者

※平成32年3月まで前納されている現金納付の方は、対象者に含まれておりません。

都道府県毎の発送日と発送予定件数

平成31年1月22日(火)	約65万件	宮城、栃木、富山、鳥取、島根、広島、佐賀、長崎
平成31年1月28日(月)	約63万件	青森、岩手、秋田、福島、茨城、新潟、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
平成31年1月31日(木)	約62万件	山形、群馬、石川、岡山、福岡

※北海道、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、愛知は、平成31年1月22日(火)と31日(木)の2回に分けて発送します。

※東京は、平成31年1月22日(火)、28日(月)、31日(木)の3回に分けて発送します。

発送物

- ・勧奨用リーフレット
(勧奨用リーフレットの例は、本誌18頁～19頁をご覧ください。)
- ・国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書
- ・国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書
- ・返信用封筒



※国民年金保険料の前納制度(2年前納、1年前納、6か月前納)を希望される場合は、**平成31年2月末(必着)まで**に申出書を提出する必要があります。

日本年金機構ホームページへの掲載

平成31年1月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

勧奨用リーフレット（おもて面）

お得な支払方法

国民年金保険料を納付書で納めている方へ

口座振替・クレジットカード

でのお支払いがお勧めです！

※このお知らせは、平成30年12月上旬の情報でお送りしています。
すでに口座振替等をお申込みした場合や、国民年金の被保険者ではない場合はご容赦ください。

3つのお得

1. 金融機関等へ行く手間が省けます。
2. 保険料の納め忘れがありません。
3. 口座振替は前納割引で、さらにお得！
(クレジットカード納付の割引額は納付書と同額です。)

支払方法によって割引もあるんだね



お支払い方法



口座振替

- 提出書類…国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書



クレジットカード

- 提出書類…国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、カード名義人の同意が必要です。
同意書は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードできます。

申込期限

申し込みをされる方は、提出書類を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、お送りください。

●月々支払う場合

口座振替・クレジットカード納付はいつでも申し込みでき、申し込みの2~3カ月後からの開始となります。

●まとめて前払い（前納）の場合

「6カ月前納（4月~9月）」「1年前納（4月~翌年3月）」「2年前納（4月~翌々年3月）」

・・・平成31年2月28日（木）まで（必着）

※同封の返信用封筒は、通常の郵便物よりも配達に1~2日程度日数を要しますので、余裕をもってお送りください。

▼保険料額と前納割引額の目安

【平成30年度額】※1

種類	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
口座振替	16,340円※2	—	96,930円	1,110円	191,970円	4,110円	377,350円	15,650円
クレジットカード納付書	16,340円	—	97,240円	800円	192,600円	3,480円	378,580円	14,420円

※1 平成30年度を基にした目安額です。平成31年度の保険料額は、平成31年2月下旬に告示される予定です。告示後の保険料額は、下記ホームページでご確認いただけます。

※2 納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替することにより、保険料が50円割引されます。

日本年金機構

検索

日本年金機構ホームページ
https://www.nenkin.go.jp/



日本年金機構
Japan Pension Service

あなたの年金

簡単便利な「ねんきんネット」で！

◇24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます！

■年金記録照会画面イメージ

1 年金記録 [よくあるご質問](#)

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しています。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成23年度	28歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成24年度	29歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民
平成25年度	30歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民
平成26年度	31歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
平成27年度	32歳	共済	共済	共済	共済	共済	共済	共済	共済	共済	-	-	-
平成28年度	33歳	国民											

各制度の契約情報は
こちらをご覧ください。
(別ウィンドウで開きます)

[国民年金加入記録](#) [厚生年金加入記録](#) [船員保険加入記録](#)

【年金記録照会】で確認できること

- ◆これまでの年金加入履歴
- ◆国民年金加入記録
 - 国民年金の加入月数
 - 各月の納付状況
 - 納付可能な月 など
- ◆厚生年金加入記録
 - 厚生年金の加入月数
 - 資格取得・喪失年月日 など

国民年金加入記録

これまでの国民年金加入記録をご確認いただけます。

年度	年齢	各月の納付状況												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平成27年度	32歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	納受	納受
平成26年度	31歳	納可	納可	3号未	3号未	3号未	3号未	3号未	合辞	重複	付加	付加	付可	
平成25年度	30歳	未加	未納	/	3号	全免	半免	半未	3/4免	3/4未	1/4免	1/4未	学特	
平成24年度	29歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	

◇国民年金保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間等について、納付可能な月数や金額を確認できます！

2 追納等に関する入力

年度	年齢	各月の納付状況												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平成22年度	28歳	納付	納付	納付	納付	納可	納可	納可	納可	納可	納可	納可	納可	納可
平成23年度	29歳	納可	納可	納可	納可	納可	納可	納可	納可	納可	納可	納可	納可	納可
平成24年度	30歳	納可	納可	納可	納可	納可	付可	付可	付可	付可	付加	付加	付加	付加

■追納等可能月数と金額の確認画面イメージ

【追納等可能月数と金額の確認】で確認できること

- ◆後から納付（追納）する場合の金額（保険料額）など
- ◆納付した場合の老齢基礎年金の年金見込額など

追納等の種類	納付可能月数	納付月数	保険料額（見込）
納付期間 (1/4可、半可、3/4可を含む)	25ヶ月	<input type="text"/> ヶ月	0円
学特期間・猶予期間	27ヶ月	<input type="text"/> ヶ月	0円
追納期間 (全免、1/4免、半免、3/4免)	21ヶ月	<input type="text"/> ヶ月	0円
合計	73ヶ月	0ヶ月	0円

付加保険料	納付可能月数	納付月数	保険料額（見込）
付可期間	4ヶ月	<input type="text"/> ヶ月	0円

納付期間を反映

平成30年の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付します
(事業推進統括部)

「かけはし」第53号でもお知らせしましたが、平成30年10月2日(火)から平成30年12月31日(月)までの間に、平成30年に初めて国民年金保険料を納付された方に対し、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を平成31年2月4日(月)に送付する予定です。

所得税及び住民税の申告において、当年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関するお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル(下記をご参照ください)にてお受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。

また、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発行に関する概要・よくあるご質問(Q&A)等について、日本年金機構ホームページに掲載していますのでご利用ください。

平成30年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書のレイアウトについては、「かけはし」第53号の24頁~27頁を参照してください。

- 問い合わせ先の名称 **ねんきん加入者ダイヤル**
- 電話番号 **0570-003-004 (ナビダイヤル)**

050から始まる電話でおかけになる場合は…
(東京) 03-6630-2525

〈受付時間〉

- 月~金曜日 午前8:30~午後7:00
- 第2土曜日 午前9:00~午後5:00
- 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。



*ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常通話料金がかかります。

*「(東京)03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常通話料金がかかります。

*「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

特定付加保険料制度は平成31年3月31日をもって制度終了となります
(事業推進統括部)

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法の一部を改正する法律」に基づき、国民年金の付加保険料の納付等の特例「特定付加保険料制度」が平成28年4月1日に3年間の時限措置として施行されましたが、平成31年3月31日をもって制度終了となります。

このため、平成30年11月20日(火)と29日(木)に分けて、「国民年金特定付加保険料のお知らせ兼特例納付申込書」(以下「申込書」という。)が未提出になっている方に対して、お知らせ再勧奨を実施しました。

※ お知らせ再勧奨の詳細及び「申込書」のレイアウトについては、「かけはし」第52号の18頁～25頁を参照してください。

今回お送りした「申込書」の裏面の「対象期間のお知らせ」欄には、過去10年間の付加保険料の納付状況を記載しており、「△」の期間については、お申込みいただくことにより、納期限後に納付した付加保険料を納付済みのままとすることができます。

また、「○」の期間については、お申込みいただくことにより、さかのぼって付加保険料を納付することができます。

制度終了までに「申込書」を提出されない場合は、「対象期間のお知らせ」欄の「△」の期間の付加保険料が還付となりますので、将来受け取る年金額が減額されます。

既に付加年金を受給されている年金受給者の方につきましては、平成31年4月分以降の付加年金額が減額となるため、期限(平成31年3月29日(金))までに、提出いただくことが必要です。

「対象期間のお知らせ」欄が「○」の期間について、特定付加保険料の納付を希望する方は、納付書の発行までに時間を要しますので、余裕を持ってご提出いただけるようご案内をお願いします。

「申込書」の提出期限は、**平成31年3月29日(金)まで**となります。

お客様から照会がありましたら、お近くの年金事務所をご案内ください。



国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{【所得の目安】 } 118\text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。



国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成30年度に保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、平成31年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

地域の独自情報

《年金事務所等での取り組み》

編集後記



「四扇五煙草六座頭」－これは、初夢に見ると縁起が良いとされる「一富士二鷹三茄子」の続きの言葉です。四は扇の形のような幸福の末広がりを、五は煙草の煙のようにどんどん上昇する運気を、六は琵琶法師の剃髪された頭から「毛がない＝怪我ない」という意味をそれぞれ表しています。

もしも、一から六まで全部のものが夢に出てくるとしたら、一体どんな展開になるのでしょうか…。さて、「かけはし」は、これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。本年もどうぞよろしくお願いたします。